

## 安来市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について

政策推進部やすぎ暮らし推進課

工場立地法（昭和49年3月施行）は、特定工場（敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場）が新設、増設を行う際の敷地面積に対する緑地等の面積割合等の基準を定めているが、同法の一部改正により平成24年4月1日から全ての市において、条例を定めることにより国の定める範囲内で緑地面積率等の基準の緩和が可能となりました。

これにより安来市では、工業用地の有効利用を図る観点から、平成25年度に「安来市工場立地法に基づく準則を定める条例」を施行し、工場立地法に定める第2種区域（準工業地域）及び第3種区域（工業地域、工業専用地域）において、特定工場用地における緑地面積率等を緩和しました。

この度、市内の既存工業用地が手狭となっている中、企業における事業拡張の促進や企業誘致を推進し、地場産業の活性化を図るため、特定工場用地における緑地面積率等について、下記のとおりさらなる緩和を実施しました。

### 記

#### 1. 緑地面積率等の緩和について

市内特定工場の緑地面積率及び環境施設面積率の基準を次のとおり引き下げました。

##### （1）第3種区域（工業地域及び工業専用地域）

区 分	<改正前> 市の準則条例	<改正後> 市の準則条例
緑地面積率	10%以上	5%以上
緑地を含む 環境施設面積率	15%以上	10%以上

##### （2）第4種区域（用途地域以外の地域）

区 分	<改正前> 国の準則	<改正後> 市の準則条例
緑地面積率	20%以上	5%以上
緑地を含む 環境施設面積率	25%以上	10%以上

#### 2. 施行日

令和4年12月14日